

加東市国民健康保険税(国保税)の上限額が変わりました

万一の病気やけがに備えて、加入者がお互いに助け合う国民健康保険事業は、加入者のみなさまから納めていただく「国民健康保険税(国保税)」と「国・県市の公的負担など」を財源として、医療費や出産育児一時金、葬祭費などの給付を行っています。

【国保税の上限額(課税限度額)について】

国保税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分と介護納付金分(40歳以上65歳未満対象)に分かれており、それぞれに納付いただく上限額を定めています。

平成27年度は、地方税法施行令等の改正に伴い、医療給付費分と後期高齢者支援金等分の上限額をそれぞれ1万円ずつ、介護納付金分の上限額を2万円引き上げます。(税率は変更ありません)

健全な国保財政を維持するために、みなさまのご理解とご協力をお願いします。



【国保税の算定方法】

平成27年度の国保税率表		医療給付費分 全加入者対象	後期高齢者支援金等分 全加入者対象	介護納付金分 40歳以上65歳未満対象
①所得割額	被保険者の平成26年中の基準総所得金額に対し	6.64%	2.62%	2.10%
②均等割額	被保険者1人ごとに	26,600円	9,900円	10,200円
③平等割額	1世帯ごとに	A、B以外の世帯	7,600円	6,000円
		A 特定世帯	3,800円	
		B 特定継続世帯	5,700円	
④上限額		52万円 (51万円から変更)	17万円 (16万円から変更)	16万円 (14万円から変更)

①～③の合計額または④のどちらか少ない額が1年間の国保税額です。
 ※特定世帯・・・国保加入者が後期高齢者医療制度に移られたことにより、残りの国保加入者が1人だけになった世帯。
 ※特定継続世帯・・・特定世帯になってから5年から8年までの世帯。

国民健康保険税の軽減対象を拡大します!

○2割軽減の拡大：軽減対象となる所得基準額を引き上げます
 (現行) 33万円+45万円×被保険者数
 (改正後) 33万円+47万円×被保険者数

○5割軽減の拡大：軽減対象となる所得基準額を引き上げます
 (現行) 33万円+24.5万円×被保険者数
 (改正後) 33万円+26万円×被保険者数

※被保険者には、特定同一世帯所属者を含みます。
 ※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行後、継続して同一世帯に属する方をいいます。

問い合わせ
 ○国民健康保険の加入や脱退の手続き、医療について
 市民生活部保険・医療課(庁舎1階)
 ☎43・0500

○国民健康保険税について
 総務部税務課(庁舎1階)
 ☎43・0397

夏の交通事故防止運動

7月15日(水)～24日(金)

- ①子どもと高齢者の交通安全
- ②自転車の交通安全
- ③飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶
- ④全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

問い合わせ 協働部防災課(庁舎4階) ☎43-0402



北播磨青い鳥学級(加西教室) 学級生募集

北播磨地域の目の不自由な方を対象にした社会学級が開催されます。社会人として幅広い知識や教養を高めるとともに、より多くの人との交流を通して相互理解を深め、ともに生きる喜びを創造する場として、ぜひご参加ください。

日時・内容

- 第1回 7月31日(金) 開級式、「健康講座」、「スポーツ体験」
- 第2回 9月18日(金) 「小学生と作ろう」、「落語」
- 第3回 11月27日(金) 「加西市内施設見学(フラワーセンター・醤油蔵)」
- 第4回 平成28年1月22日(金) 「音楽鑑賞」、「赤ちゃんとの交流」閉級式

修了年齢以上で視覚に障がいをお持ちの方
 受講料 無料
 ※保険料が250円必要です。(年1回のみ・不参加等による返金なし)
 ※教材費や学外研修費は個人負担です。

申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、教育委員会生涯学習課まで持参・郵送・FAXで提出してください。申込用紙は市立の各公民館と生涯学習課にあります。
 ※点字版の申込用紙もあります。

申し込み・問い合わせ

加東市社50番地
 教育委員会生涯学習課(庁舎4階)
 ☎43・0545
 FAX 43・0559

消費生活相談窓口からのお知らせ

再び増加! ハガキ等による架空請求にご注意を!

ハガキ等による架空請求は減少傾向にありましたが、このところ再び増加傾向にあります。ハガキの差出人には公的機関に似せた名称が用いられていることが多く、文面が「あなたは以前契約した販売会社に対し未納料があるため、裁判所に訴状が提出された。このままにしておくと裁判をおこされる」などという内容であることが特徴です。様々な文面で、こちらに履行しなければいけない債務があると思込ませつつ、『未払い』『未納』『訴状』『裁判所』といった言葉で不安をあり、相手に連絡させようとしています。

【消費者へのアドバイス】

- 身に覚えのない請求は無視しましょう。
- あわてて業者に連絡をしないようにしましょう。連絡をすると、氏名や電話番号などの個人情報聞き出されてしまい、電話をかけられる等、お金を騙し取るためのさらなる手段につながれる恐れがあります。
- 『裁判所からの支払い督促』『少額訴訟の呼出状』と思われる場合は、放置せず、すぐに消費生活相談窓口にご相談ください。

困ったときには、すぐに消費生活相談窓口へご相談ください。

問い合わせ
 消費生活相談窓口(庁舎1階 市民生活部生活課内)
 ☎43-0502

かとう手話講座開催のお知らせ

『手話』『聴覚障がい』『コミュニケーション』について学び、手話の形式だけでなく、手話が言語であることを理解する講座です。『なぜ手話が必要なのか』を、より深く学べます。

☆最終日は、聴覚に障がいをお持ちの方々のお話を聞き、手話によるコミュニケーションを実践します。

◎全10回を休まずに受講すると、「かとう手話っこ」認定バッジを贈呈いたします。

対象 中学生から大人まで、どなたでもご参加いただけます。

日時 8月19日から10月28日までの毎週水曜日(9月23日は除く)、13:30～15:30

場所 ラポートやしろ 2階研修室
 参加費 無料

申込方法
 申込用紙に必要事項を記入のうえ、社会福祉課まで持参またはFAXでお申し込みください。申込書は社会福祉課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
 申込期限 8月7日(金)

申し込み・問い合わせ
 福祉部社会福祉課(庁舎1階)
 ☎43-0409 FAX42-6862

